

犯則調査手続の見直し

平成28年11月24日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会  
財務省関税局



# 犯則調査手続の見直し

## 1. 現行制度の概要

関税の脱税や覚醒剤の密輸事犯等の関税法上の犯罪については、その特殊性、専門性等に鑑み、関税法第 11 章に税関職員が行う犯則事件の調査、処分及び税関長が行う通告処分、告発についての権限及び手続が規定されている。税関においては、これら関税法上の犯則調査手続に基づき、犯則嫌疑者に対する質問や居宅等の搜索・差押え等を行うと共に、調査の結果、犯則事実の存在について心証を得た場合等には、罰金に相当する金額等を税関に納付すべき旨を通告する通告処分や検察官への告発を行っている。

なお、輸入される外国貨物については関税のほか、内国消費税が徴収されることとなるが、輸入に係る内国消費税の犯則事件の調査及び処分については、「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和 30 年法律第 37 号）」により、税関が国税犯則取締法の規定を適用して行っている。

## 2. 見直しの背景

経済活動の ICT 化等の進展に伴い、脱税事件を取り巻く環境も急速に変化している。他方、国税犯則取締法については、昭和 23 年の改正以降、ほぼそのままの姿で今日に至っており、こうした環境の変化に対応した証拠収集が困難になっていることから、国税犯則調査手続の見直しが検討されている。

国税犯則取締法の見直しは、平成 23 年に刑事訴訟法に措置された電磁的記録の証拠収集手続を参考として整備すべきと考えられる事項、及び関税法上の犯則調査手続とのバランスをとる観点から、刑事訴訟法や関税法等の規定を参照しつつ見直し案の検討がなされている。

依然として深刻な状況が続いている不正薬物の密輸入をはじめ、巧妙化・大口化する金地金の密輸入、高額関税の脱税等の犯則事件に厳正に対処するため、税関においても、ICT 化への対応は同様に必要であり、また、税関は関税法及び国税犯則取締法の両法を執行していることから、両法の手続の調和を図る必要もある。

### 3. 検討

現行関税法上に規定のない以下の事項について、関税法上の犯則調査手続への導入を検討する必要がある。

#### (1) 電磁的記録に関する証拠収集手続

平成23年の刑事訴訟法改正を踏まえ、国税犯則調査において電磁的記録に関する証拠収集手続を整備することが検討されている。具体的には、①電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法、②接続サーバ保管の自己作成データ等の差押え、③記録命令付差押えの規定の新設である。また、併せて、④差押え等を受ける者への協力要請、⑤通信履歴の電磁的記録の保全要請等の規定も整備することとされている。

関税法においても、犯則事件を取り巻く環境の変化に対応する観点から、同様の規定を設けることが必要と考えられる。

#### (2) 犯則調査手続の明確化

犯則調査における具体的手続及び根拠の明確化等の観点から、関税法において、①通訳・翻訳の嘱託、②搜索等の中止時の措置（天候の悪化等により搜索等を一時中止する場合にその場所を閉鎖し、又は看守者を置く）、③搜索証明書の交付（証拠物等がなかった場合に、搜索を受けた者の請求により証明書を交付）、④質問を受けた者に対する調書の閲覧、読み聞かせ等の規定を整備することが望ましいと考えられる。

また、現行の国税犯則取締法に規定のある⑤犯則の心証を得ない場合の犯則嫌疑者への通知手続について、適正手続の確保の観点から、関税法にも規定を設けることが望ましいと考えられる。

#### (3) 通告処分の見直し

適正手続の確保の観点から、関税法において、①職権による通告処分の更正（通告した罰金相当額等に誤りがあった場合に税関長がこれを修正）、②通告処分の効果の見直し（公訴時効の中断を停止に変更）の規定を整備することが望ましいと考えられる。

また、国税犯則取締法には、③差押物件等の保管費用等の納付を求める通告（差押物件等の保管に要した費用等について通告処分を受ける者が負

担) が規定されており、両法の手続の調和を図る等の観点から、関税法においても同様の規定を設けることが必要と考えられる。

#### **4. 改正の方向性**

国税犯則取締法の見直しが行われる場合には、関税法上の犯則調査手続についても見直しを行うことが適当ではないか。